

官業民営化WG 2次ヒアリング調査票

〔所管省庁名：財務省〕

名 称	国有財産実地監査
質問事項に対する回答	<p>【 国有財産に係る実地監査事務については、民間人でも法律、会計等に通じた者であれば、事前準備、実地監査（現地の実態把握）から改善要求に至るまでの一連の事務を遂行することは可能であり、「実地監査による実態把握と法令判断は表裏一体の関係にあり、一体で行うべき行為である」との貴省の見解に従えば、これら一連の事務を民間に開放することが妥当と考えるが、貴省の見解を伺いたい。】</p> <p>（答）</p> <p>1．実地監査は、国有財産の実態把握を行い、関係法令に照らして不法な状態がないかどうか現地で確認し、必要があれば、是正要求を行うものであるが、これまでの監査の実態を見れば、不法投棄物や所有者が判明している無断占使用の建物等があれば、直ちにその解消を所管省庁に要求するなど、実態把握と指導が一体不可分な事務である。</p> <p>また、不法状態を是正するに当たっては、例えば無断占使用の建物等があった場合、完全撤去させるか、占用許可を与えるべきか等、現地の実態把握を踏まえて判断すべきであり、これらを民間に開放して機械的、画一的に行わせることはできない。</p> <p>2．以上のような国有財産法第10条第1項に基づく是正要求については、最終的には民間の財産権及び経済活動に重要な影響を及ぼすこともありうるため、きちんとした実態把握を踏まえた指導を、公の奉仕者として公正、中立な立場にある国の職員が実施すべきものである。</p> <p>3．さらに是正要求を踏まえて執った措置について、各省各庁から報告を求め、その措置が不十分な場合には、同条3項により、閣議決定を経て必要な指示をすることができることとなっている。この指示のもととなる実地監査は、その重要性や行政の執った措置に対する説明責任を果たす上から、財務大臣の指揮命令権の及ぶ国の職員が実施する必要がある。</p> <p>4．仮に、実地監査を民間に開放した場合でも、上記のとおり、実態把握に基づく指導は国の職員が自ら行うべきであることが</p>

ら、民間が実態把握を行った後に、国の職員が改めて、現地に赴き、所管省庁や関係者の立会いの下で、是正を要求することが必要となり、これに伴う事務の輻輳が生じ、迅速な事務処理が阻害されることとなる。

5. 上記のとおり、実地監査は民間開放になじむ業務ではないため、コスト面を単純に比較することは現実的ではないが、仮に法律等に通じた民間人（弁護士等）に開放したとしても、国の職員に比べ総じて費用が高額であるほか、是正要求等の業務について委託できないことから、追加的な財政負担（国民負担）を招くこととなり、現下の厳しい財政事情の下では到底容認できるものではない。

以上のことから、監査事務を民間に開放することはできない。

【 改善要求は引き続き公務員が実施するとして、少なくとも実地監査（現地の実態把握）に係る事務に関しては民間に開放することについて貴省の見解を伺いたい。】

（答）

実地監査での実態把握と国有財産法に基づく現地における口頭での是正要求は国の職員自らが行うべきであることから、仮に民間人が実地監査（現地の実態把握）等を行ったとしても、是正要求を行う必要が生じた場合には、国の職員が改めて現地に赴いて、関係者等の立会いを求める必要が生じ、二度手間となり、この結果、迅速な対応ができず処理が遅延することとなる。

いずれにしても、行政コストが膨らむという問題もあり、実地監査（現地の実態把握）に係る事務を民間に開放することはできない。